

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成23年8月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 災害廃棄物（太平洋セメント処理（陸前高田市第一期））処分業務 3,000トン
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県環境生活部資源循環推進課 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年6月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) ドラム缶入り漁業系廃棄物 1トン当たり70,350円
 - (2) 漁業系有機物付着がれき 1トン当たり65,100円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当